

## 令和7年度東京都教科用図書選定審議会（第2回）議事録

### 1 日時

令和7年6月13日（金）午後2時から午後4時30分まで

### 2 会場

国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟3階 304会議室等

### 3 出席者

伊崎委員、石田委員、井元委員、工藤委員、坂口委員、佐藤委員、執行委員（副会長）、  
関谷委員、高橋委員、永島委員、峠下委員、服部委員、福岡委員、村野委員、矢野委員、  
山口委員（会長）、横田委員  
(欠席：青木委員、儘田委員、渡邊委員)

### 4 議事

#### （1）審議

- ・ 令和8～9年度使用都立小学校用教科書（家庭科）調査研究資料について
- ・ 令和8年度使用教科書採択資料（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について
- ・ 令和8年度使用特別支援教育教科書調査研究資料（一般図書）について

審議の一部は、3つの分科会に分かれて行います。

第1分科会 一般図書（国語、書写、生活、家庭）

第2分科会 一般図書（社会、図工・美術、英語、道徳）

第3分科会 一般図書（算数・数学、理科）、都立小学校の家庭科

#### （2）答申

## 令和7年度東京都教科用図書選定審議会（第2回）

開会、会議運営決定（取材・傍聴）、教育委員会挨拶

【管理課長】 定刻となりましたので、令和7年度東京都教科用図書選定審議会を開会させていただきます。

本日は御多用のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会進行等、この審議会の事務局を務めさせていただきます、教育庁指導部管理課長、坂井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに、本日の委員の皆様の出席状況でございますけれども、20名の委員の皆様のうち、青木委員、儘田委員、渡邊委員の3名の委員から所用で欠席、それから、高橋委員から所用のため遅れて御出席と御連絡を頂いております。したがいまして、現在、16名の御参加を頂いているところでございます。審議会規則第6条で定められた定数の半数以上という定足数に達しておりますことを御報告させていただきます。

次に、前回御欠席された委員の方に自己紹介をお願いできればと思います。お名前をお呼びいたしますので、現職、お名前など、一言自己紹介をお願いいたします。

それでは、井元委員、お願ひいたします。

【井元委員】 中野区教育委員会指導室長の井元でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【管理課長】 ありがとうございます。

それでは、以降の進行を山口会長にお願いいたします。

【会長】 では、議事に入らせていただく前に、会議の運営についてお諮りいたします。

事務局より会議の運営について御説明をお願いいたします。

【管理課長】 それでは、本審議会の運営について御説明を差し上げます。

東京都では、情報公開の観点から、審議会等の会議ができるだけ公開することが方針として示されてございます。本審議会につきましても、前回も御案内いたしましたとおり、原則として公開で行うこととしてございます。また、会議の議事内容につきましても原則として公開させていただきます。議事録を後日、東京都教育委員会ホームページに掲載させていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

なお、第1回審議会の議事録及び本日の議事録につきましては、委員の皆様に後日メール等で送付をさせていただきます。内容を御確認いただき、内容について御意見等ございましたら、事務局までお知らせいただきたいと思います。

また、本日の会議につきましては、事前に一般の方への傍聴の御案内をさせていただきましたけれども、申込みはございませんでした。

また、報道関係者につきまして、本日の会議では教育行政研究会 1 名からの取材の申込み、また、冒頭の撮影の申込みがございました。

つきましては、これ以降の会議を公開とし、報道関係者の入室可否につき御決定いただきますようにお願いを申し上げます。

ムービー等の撮影につきましては、冒頭の 2 分間のみ頭撮りとなります。その他の取材は会議終了まで入室可能となっております。

なお、取材・傍聴に当たりましては、傍聴者等にお配りをしております審議会傍聴要領に従うようあらかじめお願いをしてございます。議事を妨害するような行為があった場合には、この傍聴要領に基づき退場を命じる等の対応を取らせていただくことになります。会長におかれましては、報道関係者の入室完了後、この旨を宣言していただけますようにお願いいたします。

【会長】 ただいまの説明を受けまして、ここからの会議を公開することについて御異議がなければ、入室を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

---

(取材・傍聴者入室) 

---

【会長】 では、今から頭撮り時間といたします。事務局は 2 分間たちましたらお知らせください。

【事務局】 今から 2 分間計測いたします。

(頭撮り)

【事務局】 2 分間経過いたしました。

【会長】 2 分間たちましたので、頭撮りはここまでといたします。

ただいまから第 2 回東京都教科用図書選定審議会を開会いたします。

議事に入ります前に、申し上げます。

本会議においては、東京都教科用図書選定審議会傍聴要領に従って傍聴していただきます。議事を妨害するような行為があった場合には、傍聴要領に基づき退場を命じる等の対応を取らせていただきますので、御留意願います。

まず、配布資料について、事務局から確認をお願いいたします。

【管理課長】 それでは、配布資料につきまして御説明を差し上げます。

お手元に配布資料一覧をお配りしておりますので、それを御覧いただきながら御確認くだ

さい。

まず、議事次第、座席表、委員名簿、事務局職員の名簿がございます。なお、座席表の事務局側の席次に一部変更がございます。こちら側を見ていただくと、指導課長の順番が少し入れ替わっておりますので、御確認いただければと思います。委員の皆様方の席次には変更ございませんので、よろしくお願ひいたします。

さらに、資料1から資料7までございますので、この後、順に御説明を差し上げます。

資料1が4月18日付で教育委員会から審議会に諮問した諮問文の写し。

資料2、第1回会議で頂きました採択方針に関する答申の写し。

資料3、この後、分科会に分かれて審議を行っていただく際の分科会の構成案。

資料4、令和8～9年度使用教科書調査研究資料、都立小学校家庭科の案。

資料5、令和8年度使用特別支援教育教科書調査研究資料（一般図書）の案。

資料6、令和8年度使用教科書採択について（教科書採択資料）の案。

資料7、令和8～9年度使用教科書採択資料、都立小学校家庭科の案でございます。

過不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ただいま御紹介した資料のうち、資料4から資料7の教科書調査研究資料及び採択資料につきましては、現段階では確定前のものでございますので、本日の会議におきましては委員の皆様方限りの配布とさせていただいております。このため、報道関係者の方にはお配りしてございません。

本日の審議の経過を踏まえ、最終的にまとめました資料を、後日開催される予定でございます東京都教育委員会定例会にて公開の場で報告をさせていただきますとともに、報告後には東京都教育委員会ホームページで公表をさせていただく予定でございますので、御了承のほどよろしくお願ひいたします。

資料につきましては以上でございます。

【会長】 それでは、ここで東京都教育委員会指導部長から御挨拶を頂きます。よろしくお願ひいたします。

【指導部長】 本日は御多用のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は会議2回目となります。第1回目におきましては、教科書の採択方針についての答申を頂きました。本日は2つの資料について御審議いただきます。

まず1つ目は、特別支援学校や特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書、いわゆる一般図書及び都立小学校で5年生から使用する家庭科の教科書の調査研究資料についてでございます。

2つ目は、令和8年度に都立の義務教育諸学校で使用する教科書を東京都教育委員会が採択する際に活用する採択資料についてでございます。これらの研究資料や採択資料の具体的な内容等につきましては、この後、担当より御説明申し上げます。

それでは、御審議のほどをよろしくお願ひいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、議事を進めてまいります。

まず、本審議会に対する諮問事項について、事務局から説明をお願いいたします。

【管理課長】 それでは、本審議会に対する諮問事項について御説明を差し上げます。

本審議会に対する諮問事項につきましては、第1回の審議会の際に一括してお願いを申し上げたところでございますが、改めまして資料1の諮問文の写しを御覧ください。

本日の会議で御審議いただく内容に関する諮問する事項は、諮問事項の2「教科書調査研究資料について」及び諮問事項の3「令和8年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部）について」でございます。

資料2を御覧ください。

第1回の審議会で教科書の採択方針について御答申を頂いたところです。本日御審議いただきたい事項は2点でございます。

まず1点目、答申2の（3）にあります「都立の義務教育諸学校で使用する教科書」について、令和8年度に都立の義務教育諸学校で使用する教科書を採択する際の資料として、資料4のとおり作成してございます。分科会後の全体会で御審議いただきます。

次に、2点目、答申2の（4）にあります「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書」について、資料5のとおり調査研究を行っております。こちらにつきましては、この後の分科会で御審議いただきます。

委員の皆様におかれましては、これらの調査研究資料が採択のための資料及び他の採択権者に対する指導・助言または援助を行うための資料として適切であるかどうか、また、採択資料が都立の義務教育諸学校で使用する教科書を採択するに当たっての資料として適切であるかどうかについて御審議いただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

【会長】 ただいま本日審議する教科書調査研究資料及び採択資料について概要を御説明いただきましたが、御質問のある方はお願ひいたします。

特にないようですので、「令和8～9年度使用都立小学校用教科書調査研究資料《家庭科》」（案）について事務局から説明をお願いいたします。

【管理課長】 それでは、配布させていただいております、資料4「令和8～9年度使用教科書調査研究資料 都立小学校家庭科」の概要につきまして御説明を差し上げます。

令和4年度に開校した都立立川国際中等教育学校附属小学校において、令和8～9年度に5、6年生で使用する教科書についての調査研究となります。小学校用教科書の調査研究は令和5年度に実施済みであることから、この調査研究を踏まえて作成をしてございます。

委員の皆様におかれましては、この調査研究資料が採択のための資料並びにほかの採択権者に対する指導、助言又は援助を行うための資料として適切であるかどうかについて、この後の分科会において御審議いただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

【会長】 ただいま御説明いただきました調査研究資料（案）について、全体として何か御質問がありますでしょうか。

特にないようでございますので、次に進めてまいります。

「令和8年度使用特別支援教育教科書調査研究資料（一般図書）」（案）について、事務局から御説明をお願いいたします。

【管理課長】 それでは、配布させていただいております資料5「令和8年度使用特別支援教育教科書調査研究資料」の概要につきまして御説明を差し上げます。

こちらは、学校教育法附則第9条第1項の規定により、特別支援学校小学部・中学部及び小・中学校等の特別支援学級において教科書として使用する絵本などの一般図書に関する調査研究資料でございます。

調査対象は、各都立特別支援学校から推薦のあった図書のほか、既存の調査研究資料に掲載された図書のうち、絶版等により供給不能となったものがあることから、新たな図書を補充する必要がある教科について、各区市町村等における需要数が多い図書などを加えて候補図書といったしてございます。

なお、知的障害特別支援学校などで使用する一般図書は、児童・生徒の発達段階において適切な図書を選ぶ必要があるため、小学部用、中学部用という分け方ではなく、教科ごとに3つの発達段階に区分しております。

委員の皆様におかれましては、この調査研究資料が採択のための資料並びにほかの採択権者に対する指導、助言または援助を行うための資料として適切であるかどうかについて、この後の分科会において御審議いただきたく存じます。よろしくお願ひいたします

【会長】 ただいま説明を頂きました調査研究資料（案）につきまして、全体として御質問のある方はお願いいたします。

この後、分科会において具体的に説明をしていただきますので、細かい点の御質問はどう

ぞその分科会の中でお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、これから分科会に分かれて審議に入りたいと思います。

事務局から分科会について御案内をお願いいたします。

**【管理課長】** それでは、この後の分科会について御案内さしあげます。

資料3に戻っていただきまして、分科会構成（案）を御覧ください。

分科会の審議は、構成（案）のとおり3つに分かれて行っていただきます。委員の皆様にはいずれか1つの分科会に入っていただき、審議をしていただきます。委員の方々の専門の教科等を考慮しながら、学校関係者、教育委員会関係者、学識経験者のバランスが取れるよう分科会の構成（案）を作成いたしましたので、御確認いただければと思います。いかがでしょうか。

**【関谷委員】** 瑞穂町教育委員の関谷です。

バランスを考えて構成できていると思うのですけれども、私の専門は国語と書写なものですから、できれば第1のほうに行かせてもらえればと思います。

**【会長】** 分科会の構成についての御意見を今頂戴いたしましたけれども。

**【井元委員】** もしよろしければ、私、第1分科会に所属しておりますが、より専門性のある方にお譲りしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【会長】** いかがでしょうか。

**【管理課長】** ありがとうございます。

**【会長】** それで了承ということでございますので、そこは交代していただくということで、よろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございます。

**【管理課長】** ありがとうございます。それでは、分科会の案は今のお話のとおり、委員を交代させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

そして、分科会の所用時間でございますけれども、おおむね50分程度を予定してございます。分科会では、まず担当指導主事が教科ごとに調査研究した内容の御説明を差し上げます。その後、質疑応答や委員の方々の間で意見交換を行っていただき、事務局で作成しました資料が採択に当たっての参考資料として適切かどうかについて御審議いただきますようお願いいたします。

分科会終了後はこの会場にお戻りいただき、全体会の場において、分科会ごとに審議会委員の代表の方に分科会における審議結果を御報告いただきたいと思います。その内容につきましても委員の方々の間でおまとめいただければと思います。

分科会の冒頭では、委員の方同士で御報告いただく発表者を決めてくださるようにお願いいたします。

説明は以上でございます。

【会長】 それでは、事務局から構成につきましての御説明がございましたけれども、再度確認をさせていただきますと、井元委員が第1分科会から第3分科会へ、関谷委員が第3分科会から第1分科会への異動ということで確認をさせていただき、ほかに特に御異存がないようでしたらこれで決定させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

それでは、公正で適切な教科書の選定が確保されますように、どうぞよろしくお願ひいたします。

分科会につきまして、移動について事務局のほうで御案内いただきますようお願いいたします。

【管理課長】 それでは、分科会会場への移動について御案内さしあげます。

分科会の会場ですけれども、2つ上の階の5階に準備をしてございます。第1分科会の委員の方から順番に職員が御案内をいたしますので、委員の皆様はそれぞれの分科会会場に順番に御移動をお願いいたします。

恐れ入りますが、資料はお持ちいただくようにお願いいたします。

また、手荷物につきましてはこのまま置いていかれても結構でございます。事務局職員が残りますので結構でございますが、貴重品の管理につきましては各自でお願いをいたします。

分科会終了後、全体会は午後4時頃から開始をする予定にしてございます。

以上、御説明でございます。

【会長】 ありがとうございます。それでは、御案内をお願いいたします。

【分科会】

—————(分科会審議)—————

【全体会②】

【会長】 それでは、皆様おそろいですので、審議を再開させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ただいまから全体の審議に入ります。

各分科会から審議結果の報告を受けたいと思います。第1分科会から順にお願いいたしま

す。

【石田委員】 それでは、第1分科会の御報告をいたします。

第1分科会は、国語、書写、生活、家庭について審議を行いました。

初めに、家庭についてです。家庭については、調査対象1点についての説明を受けました。

具体的には、内容や構成の工夫、各項目の配列や表記・表現について御説明を頂きました。

委員からは、全体の構成について御意見がございましたが、審議の結果、家庭については掲載予定図書が1点ということで、調査研究資料として適切と判断しました。

次に、国語についてです。国語については、調査対象8点について説明を受けました。内容、構成上の工夫、その他、児童・生徒が興味を持ち、学習に取組みやすいという本の特徴について具体的に説明を受けました。

委員からは、その他の表記について一部意見が出されました。審議の結果、国語について掲載予定図書8点、調査研究資料として適切と判断いたしました。

次に、書写についてです。書写については、調査対象2点について説明を受けました。内容、構成上の工夫、表記・表現、製本の仕方や耐久性等について、また、その他児童・生徒が興味・関心の幅を広げることのできる各本の特徴について説明を受けました。

委員からは御意見等一部ございましたが、審議の結果、書写について掲載予定図書が2点ということで、調査研究資料として適切であると判断しました。

最後に、家庭についてです。家庭については調査対象1点についての説明を受けました。内容、構成上の工夫、各項目の配列、表記・表現について具体的な説明を頂きました。

委員からは、全体の構成として、児童・生徒がライフプランについて見通しを持ちやすいですか、具体的な例示数について意見がありましたが、審議の結果、家庭については掲載予定図書1点ということで、調査研究資料として適切と判断いたしました。

第1分科会は以上です。

【会長】 では、第2分科会、お願いいいたします。

【永島委員】 それでは、第2分科会の報告をいたします。

第2分科会は、社会、図工・美術、英語、道徳について審議をいたしました。

まず、社会については、調査対象4点について説明を受けました。説明の内容につきましては、内容、構成上の工夫、その他について説明を頂きました。

委員の中からは、段階の示し方、現行の学習指導要領改定に伴うというあたりの意見が出ましたが、

審議の結果、社会については掲載予定図書の4点、適切であると判断いたしました。

続きまして、図工・美術については、調査対象1点について説明を受けました。説明の内容は、内容、構成上の工夫、その他について説明を受けました。

委員からは、興味・関心を高める内容であること、巻末の例示の方法も指導者にとってとても分かりやすいといったような意見が出ました。

審議の結果、図工・美術については、掲載予定図書1点、調査研究資料として適切であると判断いたしました。

続きまして、英語については、調査対象2点について説明を受けました。説明の内容は、内容、構成上の工夫、その他です。

委員からは、ワークのような記入できるところへの説明があるとよりよい、振り仮名等がないものについての説明をしていただけているということについても非常によいという意見が出ました。

審議の結果、英語については掲載予定図書2点、調査研究資料として適切と判断いたしました。

最後に、道徳についてです。道徳については、調査対象5点について説明を受けました。説明内容につきましては、内容、構成上の工夫、その他について説明を受けました。

委員からは、発達段階や扱うタイミング、あるいは教科書を使って指導する場合は配慮や説明をする必要があるということ、それがその他に記載されているということ。それから、学校が舞台になっているものが多く、言葉のイメージから来るよしあしのところを配慮する必要があるということが意見として出ました。

審議の結果、道徳については5点、調査研究資料として適切と判断いたしました。

最後に、定価の表示の仕方について意見が出ましたので、事務局にも伝えていただいております。

以上になります。

【会長】 ありがとうございました。

では、第3分科会、お願ひいたします。

【峠下委員】 第3分科会の報告をいたします。

第3分科会では、算数・数学、理科、小学校用家庭科について審議をいたしました。

まず、算数・数学につきましては、調査対象3点について御説明を受けました。説明の内容としては、具体的な内容ですか、構成上の本の詳細、工夫されている点などについて御説明を受けました。

委員からは、発達段階に応じた明確な内容であること、特徴が明確である、使いやすそう

な教科書である。一方で、対象年齢の表記がある教科書がありまして、こちらについては取扱いに留意する必要があるといった御意見がありました。

審議の結果ですけれども、算数・数学につきましては、掲載用図書3点全てにつきまして調査研究資料として適切と判断いたしました。

続きまして、理科につきましてですけれども、こちらは1点について説明を受けました。内容に関しましては、教科書の内容、構成上の本の詳細ですとか、工夫されている点などについて御説明を受けました。

委員の意見としましては、理科で重要な問題解決的な内容とともに、学習内容が記述されている、生徒が主体的に考えることのできる内容となっている、また、発達段階に合った内容となっており、読みやすく使いやすいといった御意見があつた一方で、図表が小さくて、文字も小さい教科書があつたという意見がありましたが、最終的に審議の結果、理科につきましては掲載予定図書1点、調査研究資料として適切と判断をいたしました。

最後、都立小学校用家庭科につきましては、調査対象2点について説明を受けました。説明の内容といたしましては、令和7年度都立小中高一貫教育校（教育課程）に係る基本方針に基づきまして、研究項目を設定した理由の説明、また、それぞれの観点ごとに各教科書に記載されている具体例を比較しながら説明を頂きました。

委員からの意見としましては、教科書ごとにそれぞれの特徴をよく表しているという意見があつた一方で、料理の写真が幾つか載っておりましたが、教科書ごとに発色が異なっているといった意見がありましたが、最終的に2点につきまして調査研究資料として適切と判断をいたしました。以上でございます。

【会長】 ありがとうございました。

全分科会から審議結果の報告が終わったところで、これから答申について審議に入りたいと思いますが、ただいまの各分科会の報告を受けまして、何か御意見、御質問がございましたらお話しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

少し委員の皆様の何人からお話しいただいたほうがいいかなと思いますので、指名をさせていただきますが、よろしくお願ひいたします。

第1分科会の中で、横田委員、お願ひいたします。

【横田委員】 第1分科会の審議に入りましたけれども、発達段階に応じて、A、B、Cの中でそれぞれ適切に使われていくものということで、全体でも確認をしたところです。1点、少し重さとか丈夫さというところで言うと、本当にこれらを全部持つて通うのは大変なのかなみたいな声もありました。そうはいいましても、審議の中では全部適切だろうという

ことになったと思っております。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

では、第2分科会の中から矢野委員、お願いしたいのですが、よろしいですか。

【矢野委員】 資料自体は、先ほど報告にもありましたように、採択するための資料というところで、分かりやすく、特徴を捉えて書かれているのではないかと思ったところですが、けれども、私自身、委員の皆さんとの様々な意見を聞いて、こういう視点で見るということもあるのだなということを学ばせていただきましたので、先ほど少し意見のあったことも含めて、そのようなことをお伝えしていただければ、より適切なものになるのではないかと感じたところです。

【会長】 特別支援学校の立場から、ありがとうございます。

第3分科会から井元委員、お願い申し上げます。

【井元委員】 我々では、小学校の家庭科の教科書を研究させていただいたところでございます。家庭科の教科の特質として、日常生活と密着した教科であるということで、その教科を通して学んだことがさらに日常生活をより豊かにしていくことが重要かなと思っております。

どちらの教科書に関しましても、日常生活に密着した課題、内容が取り上げられているということと、学んだ最後の振り返りのところで、必ず自分の生活にどのように生かしていくかといった視点で、子どもたちが振り返られるような工夫がされていたというところで、この後、研究していただくのにふさわしい内容ではないかなと思ったところでございます。

【会長】 御意見、ありがとうございます。

これまでの委員の皆様の御意見を勘案しますと、全体としては都立小学校家庭科の調査研究資料（案）、一般図書の調査研究資料（案）、都立小学校家庭科の採択資料（案）、いずれも適切であるという御意見と判断いたしましたが、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】 ありがとうございます。

全体を通して何か御意見があれば、それも加えて答申したいと思いますが、御意見、御質問はございますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。なお、これらの資料が今後採択に当たっての重要な資料として活用されるということでございます。文言や表現といったことも改めて十分精査をしていただきまして、最終的な資料として完成させていただくように、この場で事務局に改めてお願ひを申し上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、議事を進めてまいります。

次第にありますとおり、令和8～9年度使用教科書採択資料についての審議につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【管理課長】 それでは、資料6について御説明を差し上げます。

表紙を1枚おめくりいただき、目次を御覧ください。

令和8年度に使用する教科書の採択が必要なものについて、それぞれのページに説明を入れてございます。

まず、文部科学省検定済教科書でございます。2ページをお開きください。

「前回採択時と同一の教科書を採択する必要があるもの」とございます。都立小学校で使用する教科書は令和5年度に採択替えを行いました。また、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書は令和6年度に採択替えを行いました。

6ページをお開きください。

都立特別支援学校（小学部）は令和5年度に、都立特別支援学校（中学部）は令和6年度にそれぞれ採択替えを行いました。

無償措置法及び同施行令によりまして、通常4年間は同一の教科書を採択することとなつております。例外として、採択している教科書の発行がなされない場合ですとか、新たに検定に合格した教科書がある場合などがございますけれども、本年度はそれに該当するケースがございませんでしたので、継続して同じ教科書を採択することとなります。

なお、1ページに戻っていただきまして、都立小学校につきましては、令和4年4月1日に開校したため、令和8年度に小学5年生が誕生いたします。そのため、今年度、小学5年生からの履修科目である家庭科の教科書を採択することとなります。

別添に採択替えのときの教科書を一覧にしてございます。こちらが来年度の採択案となります。

続きまして、20ページをお開きください。一般図書でございます。

学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書、絵本などのいわゆる一般図書につきましては、毎年度採択替えを行うこととなります。

視覚障害のある児童・生徒のために作成された文部科学省検定済教科書を原点とした点字版の一般図書を21ページから22ページに、拡大版の一般図書を23ページから27ページまでにお示ししてございます。これらにつきましては、昨年度中に文部科学省から通知のあったものを参照してございます。

なお、採択期限後に検定済教科書を原点とする点字版や拡大版の一般図書が新たに発行さ

れた場合には、当該図書について追加で採択していく必要がございます。

最後に、28ページをお開きください。

ここから最終ページまでが知的障害特別支援学校用並びに視覚障害・聴覚障害・肢体不自由及び病弱特別支援学校における知的障害を併せ有する児童・生徒の教育課程用の一般図書の一覧となってございます。網かけになっている図書がただいまの全体会で御審議いただき、御了承いただきました図書でありますと、それらを追加してございます。これらの一覧を、来年度、都立特別支援学校小学部・中学部で使用する一般図書の採択案とするものでございます。

御説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

**【会長】** ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明を受けまして、御意見等がございましたら受けたいと思います。  
いかがでしょうか。

特に御意見等がないようでしたら、令和8～9年使用教科書採択については御異議はない  
ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【会長】** ありがとうございました。

それでは、ほかに御意見等はないということですので、今回の答申の案文について、副会長とともに事務局を交えて取りまとめたいと思います。その間、一旦休憩に入らせていただきます。会議再開後、作成した答申案に基づいてまた審議を行いたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

**【管理課長】** それでは、案文取りまとめの間、おおむね15分ほど休憩とさせていただきます。後の壁の時計で4時17分に会議を再開いたしますので、それまでに御参集いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

---

( 休 憩 )

---

**【会長】** では、時間になりましたので、審議を再開いたします。

これまでの議論を踏まえまして、副会長と相談し、今回の答申案を作成いたしましたので、事務局よりその案文を配布していただきます。お願ひいたします。

**【管理課長】** それでは、答申(案)を配らせていただきます。

なお、こちらは委員のみに配布させていただきます。答申文につきましては、週が開けた月曜日、東京都教育委員会ホームページに掲載し、公表する予定ですので、よろしくお願ひします。

(答申（案）配布)

【管理課長】 それでは、お手元に答申（案）が配られましたでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、答申（案）につきまして読み上げをさせていただきます。

令和7年6月13日

東京都教育委員会 殿

東京都教科用図書選定審議会  
会長 山口 真佐子

教科書調査研究資料及び令和8年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について（答申）

令和7年4月18日付けで諮問のあった、教科書調査研究資料及び令和8年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について、下記のとおり答申します。

#### 記

1 「令和8～9年度使用都立小学校用教科書調査研究資料《家庭科》」は、調査研究資料として適切であると認められる。

2 「令和8年度使用特別支援教育教科書調査研究資料（学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（一般図書））」は、調査研究資料として適切であると認められる。

3 「令和8年度使用教科書採択について（教科書採択資料）」は、令和8年度に都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書を採択する際の資料として適切であると認められる。

4 東京都教育委員会は、上記1及び2の資料を採択に当たっての資料とし、東京都教育委員会の責任と権限において、適正な採択を行うとともに、他の採択権者に対して、上記2の資料を十分に活用するよう指導、助言又は援助を行うこと。

以上でございます。

なお、実際に「（案）」を取って公表する際に、若干、改行の部分ですとか、体裁を事務局で直させていただく場合がありますので、その点につきましては御了承ください。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、答申案について審議してまいります。皆様方の御意見を賜りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

こちらから指名をさせていただきます。

伊崎委員、お願いいいたします。

【伊崎委員】 ありがとうございます。答申としましてこれで結構だと思います。4番のところに、先ほど分科会から出た意見をきちんと踏まえつつ、指導、助言または援助をしていただけるということが記載しておりますので、これで結構だと思います。

【会長】 ありがとうございます。

もう一方、関谷委員、お願いいいたします。

【関谷委員】 今日の審議に関わりまして、この答申でよかったですかなと思います。

【会長】 ありがとうございます。

保護者の立場から、服部委員、いかがでしょうか。

【服部委員】 保護者の立場から大変恐縮なのですけれども、本日、とても有意義な審議が行われたのではないかと思います。答申についてもこちらで結構ではないかと思います。

【会長】 ありがとうございます。

では、御異議がないということで、ただいま御検討いただいた内容のとおり答申いたしましたが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】 ありがとうございます。

なお、休憩前にも申し上げましたが、資料の細かい文言、表現などにつきましては事務局にいま一度精査していただき、修正については会長に一任ということでどうぞよろしくお願いいいたします。

では、この答申案を本審議会の答申として決定いたします。

諮問事項2 「教科書調査研究資料」及び3 「令和8年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））」について、教育委員会に答申することといたします。

(会長から部長へ答申の受渡し)

事務連絡、教育委員会挨拶、閉会

**【会長】** 本審議会の答申として決定いたしましたので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、事務局から連絡事項をお願いいたします。

**【管理課長】** それでは、連絡事項を申し上げます。

本日御答申頂きました調査研究資料（案）及び採択資料（案）につきましては、本日頂いた御意見の趣旨を踏まえまして、必要に応じて事務局において所要の修正を行った上で、これを東京都教育委員会に報告をさせていただきます。

調査研究資料につきましては、東京都教育委員会に報告後に東京都教育委員会ホームページに掲載するとともに、区市町村教育委員会など他の採択権者への助言等としてお知らせする予定でございます。

また、東京都教育委員会として、都立学校で使用する教科書の採択を行ってまいります。採択に関する東京都教育委員会は7月下旬に開催される予定でございます。教育委員会で採択が決まりましたら、委員の皆様にお知らせをいたします。

最後に、本日の資料についてお願ひがございます。参考として机上に配布させていただきました「令和8～9年度使用調査研究資料 都立小学校家庭科」「令和8年度使用調査研究資料（一般図書）」につきましては、お帰りの際にはそのまま机上に置いてお帰りいただければと存じます。

事務連絡は以上でございます。

**【会長】** 最後に、東京都教育委員会指導部長より閉会の御挨拶をお願いいたします。

**【指導部長】** 本日は長時間にわたり、数多くの資料について御審議いただきました。本当にありがとうございました。本日頂きました答申につきましては、来月開催の東京都教育委員会に報告をしてまいりたいと存じます。

委員の皆様には、4月から2回にわたりまして、採択方針や各種の調査研究資料、採択資料につきまして慎重かつ熱心に御審議いただき、貴重な御意見を頂戴いたしました。都教育委員会といたしましては、頂いた答申を踏まえまして、来年度使用する教科書を適正に採択してまいりたいと存じます。また、区市町村教育委員会など、他の採択権者におかれましても、適切な採択が行われるよう指導、助言または援助をしてまいります。

本日をもちまして、本審議会の会議は終了させていただきます。委員の皆様にはこれまで

の御尽力に感謝申し上げますとともに、ぜひ今後とも引き続き都の教育行政につきまして御理解、御協力を頂きますようお願い申し上げ、挨拶といたします。ありがとうございました。

【会長】 これをもちまして、会議を終了といたします。会議の進行に御協力を頂きまして、本当にありがとうございました。